



JAL不当解雇撤回ニュース

No354号 2014.01.27
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

結審後、やはりパイロット新規採

東京高裁は、JALの横暴を許すな!!

被解雇者を戻さず、新規募集を発表

1月20日、日本航空は2015年度のパイロット採用に向けて、新規募集を発表しました。これは、機長訓練や副操縦士昇格訓練の再開に続くもので、2010年12月31日に強行されたパイロット81名の解雇の必要がなかったことを意味しています。ところが、日本航空は、81名のパイロットの解雇について「必要な解雇だった」との主張を変えず、未だに話し合いにも応じていません。

もともと、経営破たん後に縮小されたパイロットのグループ人員体制(2974名)は達成していたにもかかわらず、日本航空は達成人数を隠して解雇を強行しました。2010年当時、「事業拡大はない。パイロット81名は余剰だ。」として解雇したわけですが、81名を職場に戻すことなく、新規に採用をするのは、解雇の真の狙いが“もの言う労働者”の排除、組合つぶしであったことを自ら暴露したようなものです。

募集人数は未定で裁判所を欺くJAL

日本航空では、他の職種の採用発表はすでに行われていましたが、パイロットの新規採用の募集は年明けの1月20日になりました。その理由は、昨年12月26日にパイロット裁判の控訴審が結審したからです。日本航空側としては、結審前に公開すると、控訴人(原告)側から、解雇の必要性は無かったとの証拠として取り上げられ、裁判で日本航空側が不利になると考えたからです。また、今回の募集では採用人数を未定としています。これも裁判を意識したやり方です。事業計画(乗員計画)上、採用数が未定などあり得ません。経営内部では募集人数を確定しているものの、被解雇者数との関係で明らかにしていません。これもまた、裁判所を欺く姑息なやり方です。

自衛隊からの供給(割愛制度)も再開

いま、民間航空では航空需要の拡大に伴ってパイロット不足が続いています。

そのために、国と航空会社は、2009年に中断されたままとなっていた自衛隊パイロットからの供給(自衛隊割愛制度)を再開するとしています。一方、日本航空で不当に解雇された自衛隊出身パイロットは24名います。こうした割愛制度再開の動きからも、日本航空での解雇が、如何に不必要かつ理不尽な解雇であったかが分かります。

客室乗務員では判決後に新規採用を発表

日本航空は、客室乗務員についても同じやり方をしてきました。整理解雇後も自主退職が相次いだことから、人員不足に陥っていました。すると会社側は、東京地裁判決の翌月、2012年4月に新規採用の発表をしました。これも判決前に発表すると、解雇の必要性がなかったことが明らかとなるからでした。客室乗務員についても84名の首を切っておきながら、すでに1580名の採用が確定しています。

ILOは見逃さない

労働者を解雇しておいて、一方で新規採用をすることは到底認められることではありません。ILO条約でも規定されています。国際基準ではありえないやり方です。だからこそILOは2012年6月の勧告に続いて、昨年10月に2次勧告とも言える見解を出しました。

東京高裁には、法と証拠に基づいて、常識的かつ国際社会に恥じることのない判決が求められています。



2015 年度入社 JAL 運航乗務員訓練生(自社養成パイロット)の新卒採用について

2014 年 1 月 20 日

第 13198 号

JAL は、2015 年度入社の運航乗務員訓練生(自社養成パイロット)の新卒者の採用を決定しました。応募者はすでに募集を開始している他職種(業務企画職、客室乗務職)との併願も可能です。初期選考会は、札幌・仙台・東京・大阪・福岡の 5 都市において実施します。募集概要は以下のとおりです。

詳細につきましては、1 月 20 日以降、JAL 採用ホームページ(<http://www.job-jal.com/>)をご参照ください。

募集概要

1. 採用予定数 : 未定
2. 応募資格 :
 - ・①2012 年 4 月～2014 年 3 月までの間に 4 年制大学または大学院(修士課程)を卒業・修了されている方 (就業経験のある方も可能です。)
 - ・②2014 年 4 月～2015 年 3 月までの間に 4 年制大学または大学院(修士課程)を卒業・修了見込みの方
 - ・学部学科などの指定なし
 - ・呼吸器、循環器、耳鼻咽喉、眼球、脊椎などが航空業務に支障なく、心身ともに健康であること。各眼の矯正視力が 1.0 以上であること(裸眼視力の条件はありません)。
 - ・各眼の屈折率が -5.5～+2.0 ジオプトリー内であること。
3. 選考方法 : (1)筆記試験 (2)面接試験 (3)適性検査 (4)航空身体検査
4. 採用についてのお問い合わせ先 : 日本航空株式会社 パイロット採用チーム
e-mail : p-saiyo@jal.com

以上

**公正な判決を求める「署名」を、
さらに集めて頂くようお願いいたします。**

客室乗務員裁判 高裁第 5 民事部 大竹たかし裁判長 判決 5 月 15 日
パイロット裁判 高裁第 24 民事部 三輪和雄裁判長 判決 6 月 5 日